

代理人による自動車保管場所関係の手続きについて

自動車保管場所証明申請書、自動車保管場所届出書、保管場所標章交付申請書及び保管場所標章再交付申請書（以下「申請書等」という。）を※申請者の委任を受けて作成又は加除訂正を行う場合については、委任状又はその写し（以下「委任状等」という。）の提出が必要となります。

※代理人による申請書等の作成又は加除訂正行為を意味します。

代理人の権限（委任状等の範囲内）

- 申請書等を作成（行政書士以外の方は報酬を得ることができません。）し、申請又は届出を行う。
- 代理人判断による代理人による訂正
- 受取欄に代理人の署名による証明書の受領又は標章の受領

使用者の出来ること（委任状等なし）

- 申請者本人又は申請者の代理人が作成した申請書等の警察署への持参
- 申請者本人による申請取下げ意思表示の伝達
- 申請者本人又は申請者の代理人が証明書又は標章を受領してくるよう依頼した場合において、受取欄に使用者の署名による証明書又は標章の受領

申請者（受任者）の代理権に基づき作成又は加除訂正ができる書面

- 自動車保管場所証明申請書
- 自動車保管場所届出書
- 保管場所標章交付申請書
- 保管場所標章再交付申請書
- 保管場所の所在図・配置図
- 保管場所使用権原疎明書面（自認書）
- 自動車保管場所証明書の再交付（申請用紙は「自動車保管場所証明申請書」と同じ）

作成又は加除訂正ができない書面（従来の運用と変更なし）

保管場所使用承諾証明書及び賃貸契約書の写しなど第三者の権利が絡む書面については、申請者又は申請者の代理権を有する代理人であっても作成又は加除訂正はできません。